

法曹人口について議論されている観点・指摘の例

1 法曹に対する需要・必要性に関する観点	
〔司法制度改革審議会の指摘〕 今後、国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想される。	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 訴訟事件数、法律相談件数等を見ると、司法制度改革審議会意見書が予測したほどの法曹需要は現れていない。 ○ 弁護士過疎の解消は進んでいるが、これは、公設事務所の設置などがあって実現したもので、単なる弁護士大量増員によって自然に実現したものではない。 ○ 組織内弁護士の数は増えているものの、弁護士人口の急増を吸収できるほどではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な経済的・社会的活動に法曹が関与することを通じて、これまで埋もれていた様々な問題が法的紛争として構成され、法曹需要が顕在化することになる。 ○ 身近に弁護士がおらず、アクセスすることが困難な市町村は多い。 ○ 従来型の法廷活動ではなく、企業や行政など多方面での活動領域を広げていくには、法曹人口の大幅な増加が必要である。

2 いわゆる「就職難」との関係に関する観点	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 急激な弁護士人口の増加により、「就職難」が生じ、OJTの機会が得られない新人弁護士が増えており、法曹として必要な経験・能力を十分に習得できていない弁護士を社会に生み出していくおそれがある。 ○ 新人弁護士の就職難は、法曹志願者の減少を引き起こす一つの理由となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ OJT不足への対策は必要であるが、OJT体制が不十分という理由で、資格取得能力がある人材にも資格を与えないのは、不適切である。 ○ 資格を取得すれば生活が保証されるわけではないことは、どの資格でも同じである。

3 法曹養成の状況に関する観点	
〔司法制度改革審議会の指摘〕 国民が必要とする質と量の法曹の確保・向上こそが本質的な課題である。 法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには新司法試験の合格者数の年間3000人達成を目指すべきである。	
○ 司法試験の大幅合格者増をその質を維持しつつ図るには大きな困難が伴うが、司法修習生の一部に基本的知識の不足が指摘され、二回試験不合格者が出現しているなど、新しい養成制度は、質の維持について機能していない。	○ 新しい法曹養成制度の下では、これまで多数の優秀な法曹が輩出されてきた。 ○ 従来型の法廷弁護士としての基礎知識だけで質を判断すべきではない。 ○ 広く資格を与えると、良い人材が入りやすくなり、業界の質は向上する。

4 諸外国の動向との関係に関する観点	
〔司法制度改革審議会の指摘〕 我が国の法曹人口は、先進諸国との比較において、その総数においても、また、司法試験、司法修習を経て誕生する新たな参入者数においても、極めて少ない。	
○ 日本では、様々な隣接士業が存在しているため、諸外国と単純に比較することはできない。	○ 世界各国の弁護士動向と比較して、日本は劣勢にある。

5 隣接法律専門職種との関係に関する観点	
〔司法制度改革審議会の指摘〕 弁護士と隣接法律専門職種との関係については、弁護士人口の大幅な増加と諸般の弁護士改革が現実化する将来において、各隣接法律専門職種の制度の趣旨や意義、及び利用者の利便とその権利保護の要請等を踏まえ、法的サービスの担い手の在り方を改めて総合的に検討する必要がある。	
○ 4に同じ。	○ 税務、特許、登記、労務、外国人登録などにおいても、訴訟段階に限らず、弁護士が担うべき役割は大きい。